

学部生のみなさんへ

学期末試験の受験及び試験に代わるレポート等の提出にあたっては、以下の「受験者心得」をよく確認して下さい。

受 験 者 心 得

学校教育学部

- (1) 受験者は、受験中、学生証を机上の左前（固定机端席の場合、通路側）に提示してください。
なお、受験当日、学生証を所持していない者は、学務課において「受験許可書」の交付を受け、机上に提示してください。
- (2) 試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り、受験を認めます。事故など特別な理由により試験開始時刻までに試験室に入室できないときは、学務課に申し出てください。
- (3) 受験者個別の座席指定はしていません。
固定机は席番を付した席に着席してください。
監督者が特に指示した場合は、指示に従ってください。
- (4) 試験時間中、机の上に置けるものは、筆記用具、時計（計時機能だけのもの）のほか、筆箱を含み授業科目担当教員が特に認めた物以外は、鞆等に入れ座席の下に置いてください。
携帯電話の表示を時計の代わりに使用することはできません。電源を切って鞆の中に入れてください。下敷きの使用は認めません。貴重品は各自保管してください。
- (5) 受験者は、試験室において着席した座席を明示するための記入用紙「受験者名表」を試験時間中に回すので、着席した座席の番号欄に学籍番号及び氏名を記入して受験してください。記入のない者の答案は無効とします。
- (6) 試験開始後20分間は退室できません。
- (7) 不正行為は、行ってははいけません。
以下の行為を行った場合は不正と認め、学校教育学部履修規程 第11条の規定に基づき、その者の当該学期に評価が行われるすべての科目（一部除外科目あり）について不合格とします。
なお、状況によっては、学則第98条の懲戒の規定により処分を行うことがあります。
【禁止事項】
 - a. 教科書・ノート類の貸借
 - b. 答案ののぞき見及びそれを助ける行為、答案の交換
 - c. 私語その他試験に対する妨害行為
 - d. 持ち込み許可物以外の持ち込み及び参照（カンニング・ペーパー等）
 - e. 本人との替え玉受験
 - f. 机上等への書込み
 - g. 解答用紙の持ち帰り
 - h. その他監督者の指示に反する行為
- (8) 不正行為と誤解を受けるような物が机の中にある場合、或いは机上及び周辺の壁に落書きがある場合は、監督者に届け出てください。
- (9) 筆記等による試験に替わるレポートについても、作成時における著作権侵害行為（引用の明記なしのWebページの切り貼り等）及び他人のレポートのまる写しは、不正行為と認めます。